

第25期決算公告

貸借対照表  
(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>17,735,602</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,219,844</b>
現金及び預金	1,969	電子記録債務	3,597,754
受取手形及び売掛金	3,601,232	買掛金	4,009,525
製品	222,063	短期借入金	3,441,228
半製品	3,303,418	未払金	634,136
原材料	8,225,114	未払費用	971,741
仕掛品	729,703	未払法人税等	3,801
貯蔵品	149,408	賞与引当金	1,063,529
未収入金	1,496,682	その他引当金	447,224
その他	6,495	その他	50,902
貸倒引当金	△486	<b>負債合計</b>	<b>14,219,844</b>
<b>固定資産</b>	<b>4,341,947</b>	<b>純資産の部</b>	
有形固定資産	3,583,851	株主資本	7,857,705
建物	451,260	資本金	100,000
構築物	7,263	資本剰余金	7,214,000
機械装置	2,187,057	資本準備金	5,000,000
車両運搬具	4,396	その他資本剰余金	2,214,000
工具器具備品	540,266	利益剰余金	543,705
リース資産	627	その他利益剰余金	543,705
建設仮勘定	392,979	繰越利益剰余金	543,705
<b>無形固定資産</b>	<b>95,907</b>	<b>純資産合計</b>	<b>7,857,705</b>
ソフトウェア	92,070	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,077,549</b>
ソフトウェア仮勘定	3,819		
電話加入権	18		
<b>投資その他の資産</b>	<b>662,188</b>		
敷金・保証金	11,932		
繰延税金資産	649,276		
その他	979		
<b>資産合計</b>	<b>22,077,549</b>		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品／仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
半製品／原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産除く）	定額法 但し、事務用建物附属設備及び構築物については定率法を採用しております。
無形固定資産（リース資産除く）	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用期間（5年間）に基づく定額法を採用しております。
リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額の当期負担分を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

なお、ステップ4については、予想コストに利益相当額を加算するアプローチにより独立販売価格を見積もり、取引価格を各履行義務に配分しております。

##### ①製品の販売

生産現場に配置されるフィールド機器等の製品の販売において、契約に複数の製品の販売が含まれる場合には契約価格を取引価格の基礎とし、各製品を履行義務の単位として認識しております。

各製品の引渡し時点において顧客が支配を獲得し、履行義務を充足していると判断しておりますので、当該引き渡し時点で収益を認識しています。なお、収益認識に関する会計基準の適用指針98項の要件を満たすものについては、出荷時に収益を認識しています。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ①連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

##### ②記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。